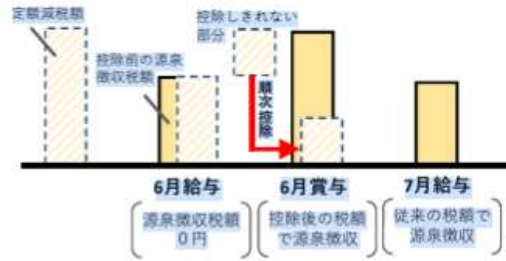


卓話テーマ：令和6年度税制改正の概要

担当：昼馬 義宏

1. 定額減税 事務負担が大きい割にメリットは少なく、選挙対策のための非常にくだらない制度です。思い付きのような政策のために、どれだけの無駄が生じていることか。こういうのを「社会的損失」と言うのでしょうか。将来世代のために財政赤字を少しでも減らしておこうという発想は無いのでしょうか？老人の老人による老人のための政治が行われているもとは、「自分達さえ」「目先の選挙を勝つためのエサ」という考えが蔓延するのでしょうか。気がすすみませんが、一応この制度のポイントを説明しておきます

・本人は30,000円、配偶者（令和6年分の合計所得が48万円以下であること）30,000円、扶養親族（16歳未満の年少扶養親族も含む）一人30,000円の所得税が減税されます。例えば、本人、無職の配偶者、中学生、小学生、幼稚園の5人家族であれば、150,000円の所得税が減税されます。



・減税は6月給与からスタート。減税額が余った場合、7月給与、8月給与と順次差し引きます。賞与があれば、そこからも差し引きます。

・個人住民税は10,000円の減税となります。先程の家族であれば、50,000円の住民税が減税されます。この計算は市役所がやってくれることになっています。

・年金受給者は年金から差し引かれる所得税が減税されます。個人事業主で予定納税があれば、予定納税から減税されます。

・住民税非課税世帯など税金を納めていない人や、減税額が余る人には給付金があります。簡単には、この様な制度ですが、引越しをしたら？家族構成が変わったら？退職や就職をしたら？いろいろ状況は変わりますが、会社や市役所はミスなく処理してくれるのでしょうか。多分ミスが多発するのではないかと私は思っています。皆さん、ご注意を…。

・賃上げ促進税制 国をあげて賃上げに躍起となっています。ベア満額回答が当たり前とは、昔からは考えられません。賃金と物価の好循環？本当にできる？中小企業の社員や年金生活者は苦しくなる一方ではないのか？疑問点は尽きませんが、賃上げをした企業に対する税制上でのご褒美が用意されています。ご褒美をもらっても、出ていく方が多いのは明白ですが…。



内容については、図をご参照ください。聞きなれない「くるみん」とか「えるぼし」とかいう言葉があります。「くるみん」とは、少子化対策として子育て支援などに積極的に取り組み、厚生労働省が定める一定の要件を満たした企業や法人に対して、次世代育成支援対策推進法に基づき、厚生労働大臣より送られる認定の愛称です。

「えるぼし」は、女性活躍推進法に基づき、女性の活躍を推進している企業が取得できる制

度です。どちらも厚生労働省の制度で、役人の実績づくりに加担したくはないのですが…。

・**贈与税・相続税の計算方法変更** 令和6年1月1日以降の贈与から計算方法が変わっています。主な改正点は2つあります。1つ目は、相続時精算課税※に年110万円の基礎控除ができることです。これまで、相続時精算課税を選択すると、それ以降は少額の贈与であっても贈与税の申告が必要でしたが、110万円以下であればそれが不要になりますので、これまでよりは使い易くなります。相続時精算課税を選択する主なメリットは、①年110万円までは暦年課税のような生前贈与加算が無い、②賃貸不動産を贈与すれば、収益の分だけ相続税を減額できる、③将来値上がりが期待できる財産を贈与しておく、相続税を抑えることができる、などです。財産を多くお持ちの皆さまには検討の余地があるかも…。2つ目は、暦年課税において、生前贈与で取得した財産を相続財産に加算する期間が3年から7年に延びたことです。相続税の申告が面倒くさくなりますね…。



※相続時精算課税…子や孫が2,500万円まで贈与税を納めずに贈与を受けることができ、贈与者（祖父や祖母、父や母など）が亡くなった時にその贈与財産の贈与時の価額と相続財産の価額とを合計した金額から相続税額を計算し、一括して相続税として納税する制度。

・**居住用の区分所有財産評価** タワマン節税（タワーマンションを購入して相続税を軽減する手法。時価よりも相続税評価額がかなり低いため節税になるとされていたもの）が流行ったことから、その封じ込めのために、令和6年1月1日以後に相続や贈与により取得した居住用の分譲マンションの評価方法が変わりました。不動産の相続税評価に「評価乖離率」と「評価水準」という新たな指標が加えられ、マンションの市場価格と相続税評価額の乖離率が1.67倍以上となる場合、相続税評価額が市場価格の60%になるように補正されることになりました（この60%という数値は、戸建住宅の評価額と市場価格の平均乖離率を踏まえて設定されたものとされています。）。タワマン自体が高値掴みさせられているのでは？とも思っ、私は従前よりタワマン節税に懐疑的でしたが、これでもっとタワマン購入にストップをかけやすくなります。昔から言うではありませんか、〇〇と煙は高いところのぼると…。

・**新NISA** 令和6年1月1日から新NISAが開始されています。「つみたて投資枠」と「成長投資枠」が併用可能になるとか、年間投資上限額が360万円まで拡充されるとか、非課税保有期間が無期限になるとかのメリットが喧伝されています。

「貯蓄から投資へ」というスローガンのもと、投資へと誘導させる制度ですが、投資にはリスクもあることをお忘れなく…。

以上